

# 令和6年度鹿児島県環境物品等調達方針

## 1 目的

環境に配慮した製品等（以下「環境物品等」という。）の購入・使用等については、これまで「県庁環境保全率先実行計画」により取り組んできているところであるが、今後さらに一層の推進を図るため、より具体的かつ計画的な調達方針を作成するものである。

なお、この調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条第1項に基づく本県における調達方針とする。

## 2 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲げる調達推進品目ごとの調達基準及び調達目標に基づき実行するものとする。
- (2) 環境物品等の調達や使用等に当たっては、さらに次の事項を遵守するものとする。
  - ア 環境物品等の調達に当たっては、物品等の合理的な使用に努めるなど調達総量ができるだけ抑制する。
  - イ 調達された環境物品等については、長期使用に努めるとともに、適正使用や分別廃棄などを確実に行う。
  - ウ 調達基準は、あくまでも調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

## 3 対象機関

知事部局，議会，県立病院局，教育委員会，公安委員会，その他の各種委員会，工業用水道部及びその他全ての機関

## 4 具体的な調達方法

調達の実施に当たっては、国の基本方針に定められた特定調達品目の判断基準を満たす物品（「特定調達物品」又は「グリーン購入法判断基準適合商品」という。）や本調達方針の調達基準に適合した環境物品等と認められる「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」，「かごしま認定リサイクル製品マーク」などが表示された商品・製品，職員コミュニケーションシステムのライブラリに登載されているものなどを参考にしながら，年間を通じ，環境物品等の調達に努める。

## 5 環境物品等に係る情報収集

「グリーン購入法判断基準適合商品」や「エコマーク」，「国際エネルギースターロゴ」，「省エネ性マーク（緑色）」及び「かごしま認定リサイクル製品マーク」のついた環境物品等については，それらに関連するホームページなどにより情報を収集するものとする。

・ 県環境物品等調達方針に適合する製品が掲載されているホームページ

①エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<https://www.gpn.jp/econet/>

②グリーンステーション・プラス

<https://g.greenstation.net/>

③国際エネルギースタープログラム（資源エネルギー庁）

<https://www.energystar.go.jp/>

④省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）

<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

⑤かごしま認定リサイクル製品（鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/recycle/risaikurunintei.html>

## 6 県庁環境保全率先実行計画との関係

この調達方針は、県庁環境保全率先実行計画の取組項目のうち、「施設設備の改善(省エネルギーに配慮した建築・改修の推進)」及び、「職場環境の工夫(物品の購入と管理)」について、さらに積極的に推進するためのより具体的かつ計画的な調達方針として定めるものであり、毎年度作成する。

## 7 適用期間

この調達方針は、令和6年度中の調達に適用する。

(参考)

### ○ 調達推進品目及び調達目標

① 紙類(コピー用紙, トイレットペーパーなど7品目)	100%
② 納入印刷物(ポスター, 報告書, チラシなどの印刷物)	100%
③ 文具類(鉛筆, ボールペン, ファイルなど85品目)	100%
④ オフィス家具等(いす, 机, 棚, 掲示板など12品目)	100%
⑤ 画像機器等(コピー機, プリンタ, ファクシミリなど8品目)	100%
⑥ 電子計算機等(電子計算機, 磁気ディスク装置など4品目)	100%
⑦ オフィス機器等(シュレッダー, デジタル印刷機など5品目)	100%
⑧ 移動電話等(携帯電話, PHS, スマートフォンの3品目)	100%
⑨ 家電製品(電気冷蔵庫, テレビジョン受信機など6品目)	100%
⑩ エアコンディショナー等(エアコンディショナーなど4品目)	100%
⑪ 温水器等(電気給湯器, ガス温水機器, 石油温水機器など4品目)	100%
⑫ 照明(LED照明器具, LEDを光源とした内照式表示灯, 電球型LEDランプの3品目)	100%
⑬ 自動車等(乗用車, 小型バス, 小型貨物車, 乗用車用タイヤなど8品目) ・ 利用ニーズに合い, 調達基準に適合する車種がある場合 (大型特殊自動車, 小型特殊自動車, 二輪の車, 県警の緊急自動車は除く。)	100%
⑭ 消火器(消火器の1品目)	100%
⑮ 制服・作業服等(制服, 作業服, 帽子, 靴の4品目)	100%
⑯ インテリア・寝装寝具(カーテン, カーペット, ベッドなど11品目)	100%
⑰ 作業手袋(作業手袋の1品目)	100%
⑱ その他繊維製品(集会用テント, ブルーシート, モップなど7品目)	100%
⑲ 設備(太陽光発電システム, 太陽熱利用システム, 節水機器などの8品目)	100%
⑳ 災害備蓄用品(災害備蓄用飲料水, 乾パンなど15品目)	100%
㉑ 公共工事(再生加熱アスファルト混合物, 再生骨材等, 製材等など11品目)	100%
㉒ 役務(庁舎管理, クリーニングなど14品目)	100%
㉓ ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋の1品目)	100%

なお、調達基準の詳細については、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲載。

### ○ 本県の調達方針における別表1, 別表2, 別表3の考え方

- (1) 別表1：公共工事に係る一定の環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械・工法・目的物  
公共工事分野において、当該工事に要求される品質等を考慮した上で、調達目標の設定は行わないが調達に努める品目として設定するものを取りまとめている。
- (2) 別表2：設備及び役務に係る一定の環境負荷低減効果が認められる品目  
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るといふ、グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、今後、普及啓発を図る観点から調達することが望ましい品目について、調達目標の設定は行わないが調達するよう配慮する品目として設定する。
- (3) 別表3：環境物品等調達推進品目等一覧から削除した品目に係る経過措置  
調達を推進するものではないが、現在、電球型蛍光灯等を使用している機関が、使用を継続せざるを得ないため、やむを得ず調達する場合の調達基準及び調達目標として設定する。

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
1 紙類	情報用紙 (1) コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考⑥算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイトで容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>○ 間伐材パルプが原料として使用される場合にあっては、可能な限り九州地域で流通している間伐材を利用したものであること。</p>	100% (枚数の割合)	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。 ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>③ 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>④ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。 また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。</p> <p>⑤ 「総合評価値」とは備考⑥に示されるYの値をいう。 「指標値」とは、備考⑤に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考⑥のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値をいう。</p> <p>⑥ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。  <math display="block">Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5</math> <math display="block">y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)</math> <math display="block">y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)</math> <math display="block">y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)</math> <math display="block">y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 &lt; 60 \rightarrow x5 = 60, \quad x5 &gt; 75 \rightarrow x5 = 75)</math> <math display="block">y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, \quad x6 &lt; 62 \rightarrow x6 = 62, \quad x6 &gt; 68 \rightarrow x6 = 68)</math>                     Y及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6は次の数値を表す。                      Y（総合評価値）：y1, y2, y3, y4, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値                      y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値                      y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値                      y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値                      y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値                      y5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値                      x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）                      x2：森林認証材パルプ利用割合（%）</p>

## 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備 考
				<p>x2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100 - x1)                      x3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)                      x3 = (間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100 - x1) x4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)                      x4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100 - x1)                      x5 : 白色度 (%)                      白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 ±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。                      x6 : 坪量 (g/m<sup>2</sup>)                      坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の ±5%の範囲内については許容する。</p> <p>⑦ 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。</p> <p>⑧ 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。</p> <p>⑨ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行う。</p> <p>⑩ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。</p> <p>⑪ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。                      また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。                      なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑫ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細目一覧（以下「細」1頁）のとおり。</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(2) フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m <sup>2</sup> 以下であること。		① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの算出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 ③ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。
	(3) インクジェットカラープリンター用塗工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工量が両面で20g/m <sup>2</sup> 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m <sup>2</sup> とする。		
印刷用紙	(4) 塗工されていない印刷用紙	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 塗工されていないものについては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考⑥の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ 塗工されているものについては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考⑥の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 なお、調達が困難な場合は、できる限り環境に配慮した印刷用紙であること。 ② 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。		① 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。 ② 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。 ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（腐木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ ③ 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。 ④ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。 ⑤ 「総合評価値」とは備考⑥に示されるY1又はY2の値をいう。「指標値」とは、備考⑥に示されるx1, x2, x3, x4, x5の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考⑥に示されるx6, x8の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考⑥のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。
	(5) 塗工されている印刷用紙			

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>⑥ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。</p> $Y1 = y1 + y2 + y3 + y4$ $Y2 = y1 + y2 + y3 + y5$ $y1 = x1 + x2 + x3 \quad (0 \leq x1 + x2 + x3 \leq 100)$ $y2 = 0.75 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 100)$ $y3 = 0.5 \times x5 \quad (0 \leq x5 \leq 70)$ $y4 = -x6 + x7 \quad (x7 - 15 \leq x6 \leq x7, x6 < x7 - 15 \rightarrow x6 = x7 - 15, x6 = x7 > x7 \rightarrow x7)$ $y5 = -0.5x8 + 20 \quad (0 < x8 \leq 10 \rightarrow x8 = 10, 10 < x8 \leq 20 \rightarrow x8 = 20, 20 < x8 \leq 30 \rightarrow x8 = 30, x8 > 30 \rightarrow x8 = 40)$ <p>Y1, Y2及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6, x7, x8は次の数値を表す。</p> <p>Y1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： y1, y2, y3, y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値</p> <p>Y2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y1, y2, y3, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値</p> <p>y1：古紙/パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y2：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y3：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）</p> <p>ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて障害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0</p> <p>y5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p>x1：古紙/パルプ配合率（%） x2：森林認証材パルプ配合率（%） x3：間伐材等パルプ配合率（%） x4：管理木材パルプ配合率（%） x5：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（%） x6：白色度（%）</p> <p>白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。</p> <p>x7：白色度の基準値（%）</p> <p>白色度の基準値は古紙パルプ配合率（x1）及びバージンパルプ配合率（x2 + x3 + x4 + x5）に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率100%の場合の基準値は70%、バージンパルプ配合率100%の場合の基準値は90%として次式により算定。</p> $x7 = 0.7 \times x1 + 0.9 \times (x2 + x3 + x4 + x5)$ <p>x8：塗工量（g/m<sup>2</sup>）</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。</p> <p>⑦ 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。</p> <p>⑧ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>⑨ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。</p> <p>⑩ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。</p> <p>また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式を採用することができる。</p> <p>なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑪ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
	衛生用紙	<p>(6) トイレットペーパー</p> <p>(7) ティッシュペーパー</p>	① 古紙パルプ配合率100%であること。	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
2 納入印刷物	(1) 印刷（報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）	<p>① 印刷用紙に係る調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 表3（細2頁）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③ 印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ オフセット印刷については、バイオマス含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。インキの化学安全性が確認されていること。</p>	100% （件数の割合）	<p>① 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。</p> <p>② 調達基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>③ 調達基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。</p> <p>ア Aランクの材料のみ使用する場合は「紙ヘリサイクル可」</p> <p>イ A又はBランクの材料のみ使用（ア、の場合を除く）する場合は「板紙ヘリサイクル可」</p> <p>ウ C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考															
		<p>⑤ デジタル印刷について、電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>		<p>なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表4（細3頁）の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。</p> <p>⑤ 「バイオマス含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準&lt;個別事項&gt;①アの基準に適合するものとみなす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>インキの種類</th> <th>バイオマス割合</th> <th>石油系溶剤割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚葉インキ</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>オフ輪インキ</td> <td>20%以上</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td>金インキ（枚葉・オフ輪）</td> <td>10%以上</td> <td>25%以下</td> </tr> <tr> <td>新聞インキ（ノンヒートオフ輪）</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。</p> <p>⑥ 芳香族成分 → 日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。</p> <p>⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p>	インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	枚葉インキ	30%以上	30%以下	オフ輪インキ	20%以上	45%以下	金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下	新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下
インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合																	
枚葉インキ	30%以上	30%以下																	
オフ輪インキ	20%以上	45%以下																	
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下																	
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下																	
3 文具類	文具類共通	<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はB、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はCの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>A 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>B 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>C 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p>	100% (点数の割合)	<p>① 再生プラスチック → 使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>② ポストコンシューマ材料 → 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>③ バイオマスプラスチック 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。</p> <p>④ 環境負荷低減効果が確認されたもの 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>															

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>イ 紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>D 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。</p> <p>ア 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</p> <p>イ 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p>E エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>注) ただし、【特例】を定めている個別の品目については、上記の判断基準に代えて、当該品目について定める基準を適用すること。</p> <p>また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の基準を適用すること（※印）。</p> <p>② 個別の品目について上記以外の基準を定めているものについては、その基準も満たすこと（○印）</p>		<p>⑤ 主要材料 製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。</p> <p>⑥ 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p> <p>⑦ 「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考⑤に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。</p> <p>⑧ 文具類共通の調達基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p> <p>⑨ 文具類共通の調達基準Dアについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。</p> <p>⑩ 古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。</p>
	(1) シャープペンシル	○ 残芯が可能な限り少ないこと。		
	(2) シャープペンシル替芯	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(3) ボールペン	【特例】芯が交換できること。		
	(4) マーキングペン	○ 消耗品が交換又は補充できること。		
	(5) 鉛筆			
	(6) スタンプ台	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(7) 朱肉	○ インク又は液が補充できること。		
	(8) 印章セット	○ 液が補充できること。		
	(9) 印箱			
	(10) 公印			
	(11) ゴム印			
	(12) 回転ゴム印			
				<p>⑪ 消耗部分 → 使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。</p>

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(13) 定規			
	(14) トレー			
	(15) 消しゴム	※ 巻紙（スリーブ）又はケースに文具類共通の調達基準を適用		
	(16) ステープラー（汎用型）	【特例】金属を除く①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。	⑫	ステープラー（汎用型） → JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。  ステープラー（汎用型以外） → ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
	(17) ステープラー（汎用型以外）	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(18) ステープラー針リムーバー	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行うように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(19) 連射式クリップ（本体）	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(20) 事務用修正具（テープ）	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○ 消耗品が交換できること。		
	(21) 事務用修正具（液状）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(22) クラフトテープ	【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	⑬	木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
	(23) 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	【特例】テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(24) 両面粘着紙テープ	【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(25) 製本テープ	※ テープ基材に文具類共通の調達基準を適用		
	(26) ブックスタンド	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(27) ペンスタンド			
	(28) クリップケース			
	(29) はさみ	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(30) マグネット(玉)			
	(31) マグネット(バー)			
	(32) テープカッター			
	(33) パンチ(手動)			
	(34) モルトケース(紙めくり用スポンジケース)			
	(35) 紙めくりクリーム	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(36) 鉛筆削(手動)	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(37) ○Aクリナー(ウェットタイプ)	※ 容器に以下の手順を適用 【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(38) ○Aクリナー(液タイプ)	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(39) ダストブロワー	【特例】フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取り扱いについての適切な記載がなされていること。		⑭ ダストブロワーに係る調達基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。調達基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。
	(40) レターケース			
	(41) メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		⑮ ダストブロワーに係る調達基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 ⑯ メディアケース → CD、DVD及びBD用とする。

## 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		② CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(42) マウスパッド			
	(43) OAフィルター（枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の調達基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	(44) 丸刃式紙裁断機	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(45) カッターナイフ			
	(46) カッティングマット	○ マットの両面が使用できること。		
	(47) デスクマット			
	(48) OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(49) 絵筆	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(50) 絵の具	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(51) 墨汁			
	(52) のり（液状）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(53) のり（澱粉のり）			
	(54) のり（固形）（補充用を含む）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(55) のり（テープ）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(56) ファイル	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たつて生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		① ファイル → 穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		
	(57) バインダー	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。 ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		⑩ バインダー → MPバインダー、リングバインダー等をいう
	(58) ファイリング用品			⑪ ファイリング用品 → ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
	(59) アルバム			
	(60) つづりひも	【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあってはプラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		
	(61) カードケース			
	(62) 事務用封筒（紙製）	【特例】 ① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 県のシンボルマーク入りの封筒については、竹パルプが配合されていることとし、①の基準のうち古紙パルプ配合率は適用しない。		⑫ 各課が単独で発注する場合等においては、品目(62)の調達基準②は適用しない。
	(63) 窓付き封筒（紙製）	【特例】 ① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の調達基準を窓部分には適用しない。） ② 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されている又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(64) けい紙 (65) 起案用紙 (66) ノート	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。</p>		① 塗工されている印刷用紙に係る基準は、調達基準「1紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
	(67) パンチラベル	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		② 粘着部分 → 主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
	(68) タックラベル	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(69) インデックス			
	(70) 付箋紙	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	(71) 付箋フィルム	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
	(72) 黒板拭き			
	(73) ホワイトボード用イレーザ			
	(74) 額縁			
	(75) テープ印字機等用カセット	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② 次の要件を満たすこと。</p> <p>A 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p>B 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。</p> <p>C 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。</p> <p>D 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなつて排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p>		
	(76) テープ印字機等用テープ	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</p>		

# 環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和6年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(77) ごみ箱	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		
	(78) リサイクルボックス	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(79) 缶・ボトルつぶし機（手動）			
	(80) 名札			
	(81) 名札（衣服取付型・首下げ型）			
	(82) 鍵かけ			
	(83) チョーク	【特例】再生材料が10%以上使用されていること。		
	(84) グラウンド用白線	【特例】再生材料が70%以上使用されていること。		
	(85) 梱包用バンド	① 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
	4 オフィス家具等	(1) いす (2) 机 (3) 棚 (4) 収納用什器（棚以外） (5) ローパーテーション (6) コートハンガー (7) 傘立て (8) 掲示板 (9) 黒板 (10) ホワイトボード（黒板以外の各種方式の筆記ボード） (11) 個室ブース (12) ディスプレイスタンド		